

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-049

課題名 : 腎代替療法を導入しなかった患者への緩和ケアに関する研究

1. 研究の対象

2015年4月～2024年12月末までに、腎代替療法の適応がある末期腎不全患者で、腎代替療法を導入せずに退院・転院・死亡した方

2. 研究期間

西暦 2025年4月 (研究実施許可日) ～2030月3月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 6 月 1 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

腎不全患者さんの緩和治療の実際の状況と問題点を明らかにする。

5. 研究方法

対象となる方の情報は事前に個人情報を削り、代わりに新しく番号を割り当て、個人が特定できないようにした上で集計や分析を行います。

収集する情報は 2015 年 4 月から 2024 年 12 月末までに当院で腎不全治療を受けた患者さんの検査所見や身体所見、治療内容、退院後の状況 (体の状況や治療の情報) です。これらは過去に行われた診療から情報を得るために対象者に不利益が生じることはありません。

当院からほかの診療施設に転院された患者さんに関しては、転院先に依頼してその診療施設での治療の状況を当院に送付していただきます。

研究の結果は学会や医学雑誌で公表されることがあります。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 診療録の情報 (病歴、治療歴、臨床情報、検査所見)

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反 (企業等との利害関係) について

当院では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

使用する研究費は研究助成金です。

外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学病院 血液浄化療法部 藤倉恵美・桃井亜由子

住所：〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1

連絡先：022-717-7392

当院の研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科 腎臓内科学分野 准教授 宮崎真理子

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合